

トランクルーム「なめりかわBOX」利用規約

有限会社佐々木（以下「当社」という。）は、トランクルーム「なめりかわBOX」（所在地：滑川市魚躬898-1）（以下「トランクルーム」という。）の利用規約を下記の通り定めます。トランクルームご利用の際は、本利用規約を予めお読み頂き、同意の上、遵守をお願いいたします。

第1条（規約の適用）

この規約は、トランクルームを利用する全ての人（以下「利用者」という。）に適用します。

第2条（営業時間）

トランクルームは、年中無休の24時間営業とします。

第3条（収納禁止品目）

利用者は以下の物品を収納することはできません。

- 1 発火性、引火性、揮発性もしくは有毒性等のある危険物
- 2 湿気又は悪臭を発生するもの
- 3 動物・植物等の生き物（遺体、遺骨、遺灰を含む）、生鮮食品
- 4 腐敗物（腐敗するおそれのあるものを含む）、不潔なもの
- 5 常温、常湿の収納に適さないもの
- 6 害虫が発生するおそれのあるもの
- 7 利用者が正当な占有権限を有しないもの（かかる占有権限について第三者が争うおそれのあるものを含む）
- 8 法令の規定又は公の秩序、善良の風俗に反するもの
- 9 人の生命・身体に危害を及ぼすおそれのあるもの、もしくは、施設やトランクルームに損害を及ぼすおそれのあるもの
- 10 現金・有価証券・通帳・印鑑・宝石・印紙・切手・証書・帳簿・美術品・毛皮・骨とう品等の貴重品

第4条（禁止事項）

本施設の利用に関し、以下の事項を禁止します。

- 1 トランクルームを物品収納以外の目的で使用する事
- 2 トランクルームを契約者以外に使用させること
- 3 第3条の収納禁止品目を収納しないこと
- 4 通路などトランクルーム内以外の場所に物品を置くこと、ならびに投棄すること
- 5 ごみのポイ捨て、廃棄物の不法投棄
- 6 トランクルーム内外において造作を施し、または改造等により現状を変更すること
- 7 トランクルーム内外での喫煙・火気使用や宿泊、飲食等、保安上・衛生上好ましくない行為をすること
- 8 物品の搬出入時に近隣の迷惑となる騒音等を発生させたり、違法な駐車を行ったりすること
- 9 その他、トランクルームの秩序・風紀を乱し、または管理運営上著しく支障をきたす行為

第5条（使用注意義務）

利用者は、トランクルーム内を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

第6条（鍵の管理）

- 1 鍵はトランクルーム建物のカードキーとトランクルーム各室の鍵の2種類とします。
- 2 利用者は、トランクルームを鍵で施錠し、その責任において鍵を保管するものとします。
- 3 契約終了時、引き渡した鍵一式を返却する必要があります。
- 4 利用者は、鍵類の複製を作成してはいけません。鍵を紛失した場合は、遅滞なく当社に届け出るものとします。鍵の紛失・損傷等に伴う修復費用は、利用者の負担となります。
- 5 利用者はカードキーと鍵を持参しない場合には、施設およびトランクルームに入ることができません。

第7条（貸出品、駐車場）

- 1 トランクルーム各室に有料（月額500円／台：税込）でスチールラックを貸出しします。希望する場合は、当社へお申し込みください。
- 2 スチールラックを借りた場合、契約終了時、返却する必要があります。
- 3 出入口に施設内でご自由にお使いいただける台車を用意しております。使用後は、元の位置にお戻しください。
- 4 降雪時、施設専用駐車場の除雪作業等は当社では行いません。
- 5 高さ3.60mを超える車両で乗り入れることはできません。

第8条（免責事項）

当社は、以下の事項をはじめ、利用者が施設内およびトランクルーム内に搬入した収納品の紛失、盗難、滅失、毀損又は変質その他利用者に発生した損害、並びに事故、利用者同士のトラブル等につき、一切の責任を負わないものとします。

- 1 地震・噴火・洪水・津波等の天災、戦争、暴動、労働争議等を含む不可抗力に起因する損害
- 2 排水または排気に起因する損害
- 3 貨幣紙・有価証券・印紙・切手・証書・帳簿・宝石・貴金属・美術品・骨董品等の損害
- 4 収納品の性質による瑕疵、または鼠害・虫害に起因する損害
- 5 屋根・樋・扉・窓・通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害
- 6 土地および定着物（建物・立木等）や動物・植物等の生物の損害
- 7 収納品の瑕疵・目減り・数量不足・自然消耗・収納品本来の性質による損壊、収納品の性質による蒸れ・カビ・腐敗・変色・サビ・汗濡れ、もしくはその他それらに類似する事由に起因する損害
- 8 貸出品使用による損害
- 9 収納品に対する各種保険の加入は、利用者ご自身で付保して下さい（任意）。

第9条（損害賠償）

- 1 利用者の責めに帰すべき原因又は収納品の変質等により当社又は第三者に損害が生じた場合は、利用者は、当社又は当該第三者に対し、当該損害につき賠償の責任を負うものとします。

- 2 利用者がトランクルーム又は施設を汚損又は損壊した場合は、利用者は当社に対し直ちにトランクルーム又は施設の清掃又は補修に必要な費用を補償するものとします。
- 3 利用者の収納品に起因して害虫又はかびが発生したと当社が判断した場合、利用者は当社に対し直ちに害虫の駆除費用、かびの除去費用、収納スペース及び施設の衛生管理のため必要な費用を補償するものとします。
- 4 利用者は、収納品のトランクルーム又は施設への搬入又はそこからの搬出に関連して利用者に発生した一切の損害につき、当社が責任を負わないことを、異議なく承認します。

第10条（契約の終了・明け渡し）

利用者は、以下の事項を遵守します。

- 1 契約の解除または解約により本契約が終了した場合は、利用者は直ちに当該トランクルームを原状に復し、当社に明け渡すものとします。
- 2 契約終了後に残置物がある場合、当社は利用者に対して、契約終了の翌日から残置物の撤去がなされる日までの期間につき、1日当たり契約終了時の賃料日割り額の2倍に相当する損害金を請求できるものとします。
- 3 解約日を経過した後も残置されている物品については、利用者が所有権を放棄したものとして、当社は自由に処分できるものとします。
- 4 利用者が原状回復義務を怠った場合は、当社は利用者に代わって原状回復を実施できるものとし、その費用は利用者が負担するものとなります。

第11条（緊急閲覧、開錠および立入検査）

法令の定めるところにより、又は当社において緊急止むを得ないと認めた場合は、利用者に通知することなく、収納品の閲覧、開扉又は立入検査をすることがあります。

第12条（利用規約の変更）

当社は、利用規約を必要に応じて、予告なしに改定できるものとします。

私はトランクルーム利用にあたり、上記利用規約を遵守いたします。

令和.....年.....月.....日

住所.....

氏名.....⑩